

5 日 獣 発 第 66 号

令和 5 年 5 月 15 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 藏 内 勇 夫

(公印及び契印の押印は省略)

韓国における口蹄疫の発生について

このことについて、令和 5 年 5 月 11 日付け 5 消安第 948 号をもって農林水産省消費・安全局動物衛生課長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、韓国家畜衛生当局（農林畜産商品部（MAFRA））が 5 月 10 日に同国忠清北道清州市の肉牛（韓牛）を飼養する 2 農場（約 360 頭）で口蹄疫が確認され、緊急防疫措置を講じると公表したことを受け、我が国と地理的に近く人的交流も多い同国での発生を踏まえ、特に、防疫対策徹底通知の①（畜産関係者の海外渡航の自粛等）、②（衛生管理区域及び畜舎内への病原体の持ち込み防止）及び③（毎日の健康観察並びに異状の早期発見及び早期通報の指導）について改めて関係者に周知し、注意喚起するとともに、万が一の発生に備えたまん延防止対策の体制整備等に万全を期すよう、都道府県畜産主務部長あて通知したことについて了知の上、家畜伝染病の発生防止及び円滑な防疫対策の実施について協力を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者への周知方、よろしく願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 石川

TEL 03-3475-1601

5 消安第948号
令和5年5月11日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

韓国における口蹄疫の発生について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

今般、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御了知いたくとともに、家畜伝染病の発生防止及び円滑な防疫対策の実施につき御協力をお願いいたします。

また、貴職におかれましては、傘下会員各位に周知いただき、注意喚起を図っていただきますようよろしくお願いいたします。

写

5 消安第 948 号
令和 5 年 5 月 11 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

韓国における口蹄疫の発生について

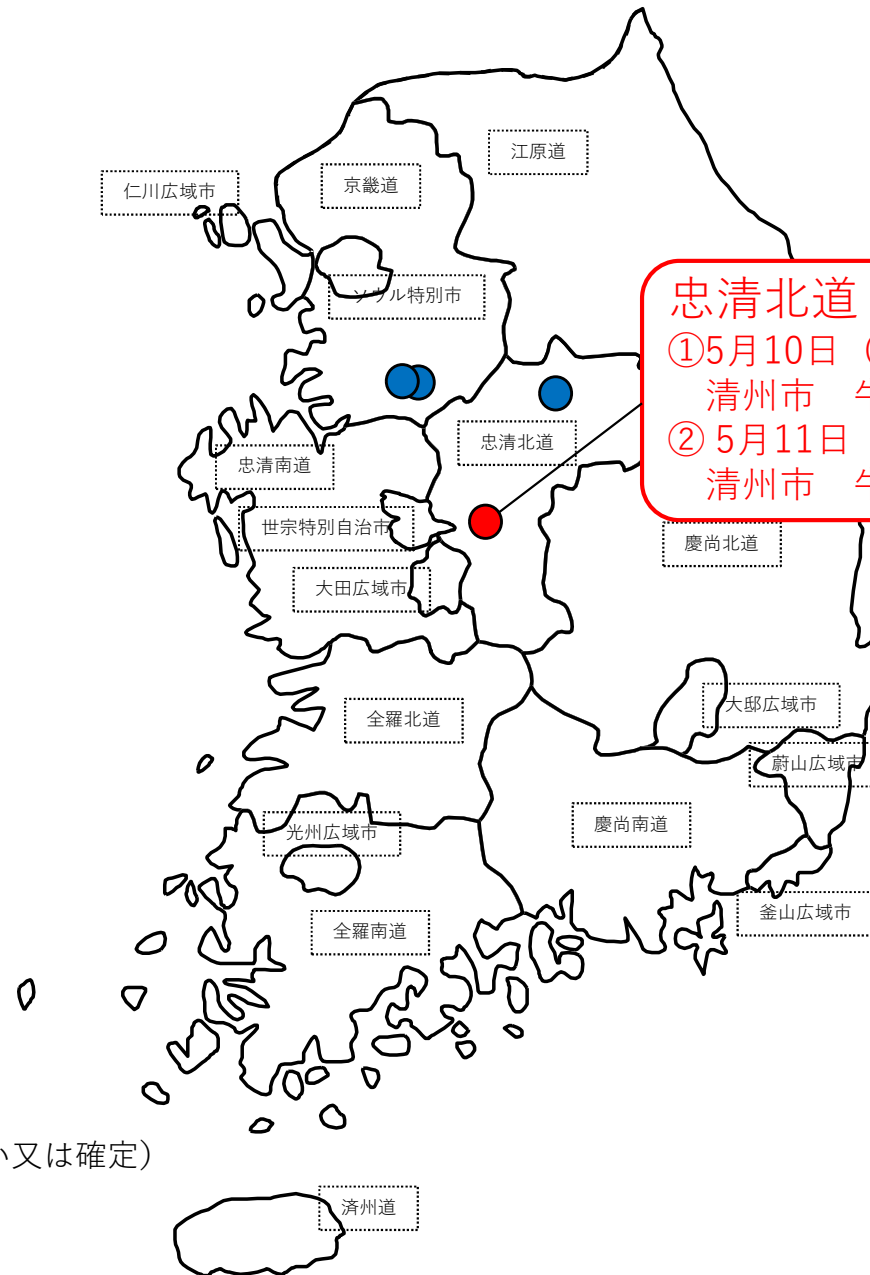
韓国家畜衛生当局（農林畜産食品部（MAFRA））は、5月10日に同国忠清北道清州市の肉牛（韓牛）を飼養する2農場（約360頭）で口蹄疫が確認され、緊急防疫措置を講じると公表しました。また、その後、発生農場から約1.9 km離れた肉牛（韓牛）を飼養する1農場で新たに口蹄疫の発生が確認され、これまでに計3農場での発生が公表されています。

韓国ではワクチン接種による口蹄疫の予防対策が講じられていましたが、今回の発生は2019年（0型）以来4年ぶりとなります。

口蹄疫等の防疫対策の徹底については、「ゴールデンウィークにおける高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の防疫対策の徹底について」（令和5年4月20日付け5消安第455号農林資産省消費・安全局長通知。以下「防疫対策徹底通知」という。）により家畜所有者や畜産関係者への指導をお願いしているところですが、我が国と地理的に近く人的交流も多い同国での発生を踏まえ、特に、防疫対策徹底通知の1（畜産関係者の海外渡航の自粛等）、2（衛生管理区域及び畜舎内への病原体の持込み防止）及び3（毎日の健康観察並びに異状の早期発見及び早期通報の指導）について改めて関係者に周知し、注意喚起するとともに、万が一の発生に備えたまん延防止対策の体制整備等に万全を期すようお願いします。

なお、農林水産省においては、出入国関係機関、空港・港湾関係者、旅行者等と連携して水際対策の一層の徹底を図るとともに、畜産関係団体に注意喚起を要請していることを申し添えます。

韓国における口蹄疫の状況（2023年5月以降）



注：日付はOIE報告の発生日
ただし、OIE未報告の場合は韓国当局公表日（疑い又は確定）
とし、日付の後に※マークを記載

- ：2023年発生地点
- ：2019年発生地点（参考）

2023年5月11日時点
農林水産省動物衛生課

出典：韓国農林畜産食品部

韓国で口蹄疫が発生!

今一度、発生予防を徹底しましょう!

韓国では、2023年5月に4年ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。現在、我が国へ侵入するリスクが極めて高い状況が続いています。

過去の日本での発生をみると
まず韓国で発生しています!



2000年 → 2000年

2002年

2010年
↓
2011年 → 2010年

2014年
↓

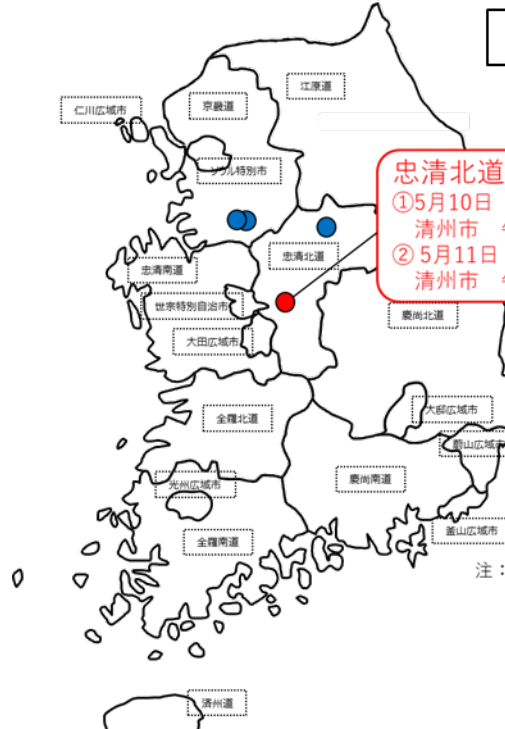
現在



侵入する可能性
は非常に高い!!

韓国における口蹄疫の状況 (2023年5月以降)

2023年5月11日16時時点



忠清北道 (3件)

- ①5月10日 (確定日: 11日) ※、
清州市 牛: 2件 (血清型は未公表)
- ②5月11日 (確定日) ※
清州市 牛: 1件 (血清型は未公表)

注: 日付はOIE報告の発生日
ただし、OIE未報告の場合は韓国
当局公表日 (疑い又は確定) とし、
日付の後に※マークを記載

● : 2023年発生地点
● : 2019年発生地点 (参考)

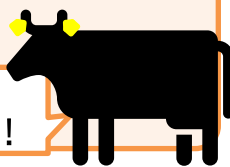
出典: 韓国農林畜産食品部

牛農家の皆様へ 発生予防の徹底をお願いします!

- 農場の出入口に看板を設置するなどにより、**関係者以外の立入を制限**しましょう。
- 農場の出入り時は、**専用の靴・衣服を着用し、手指を消毒**するとともに、**持ち込む物品や出入りする車両の消毒を徹底**しましょう。
- 畜舎の出入口に**専用の靴の着用や踏込消毒槽等**を設置することにより、**出入りする人の靴底の消毒を徹底**しましょう。
- 従業員の方も含め、**口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り控える**とともに、**これら国の農場からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まないように**しましょう。
- 毎日、飼養家畜の健康観察**を行い、**疑わしい症状があれば直ぐに通報**しましょう。



裏面も
チェック!



専用の衣服・靴等の着用や効果的な消毒を実施しましょう！

- ・ 衛生管理区域に立ち入る場合には、**専用の靴や衣服を着用し、手指消毒を実施**しましょう。
- ・ 畜舎ごとに**専用の靴または踏込消毒を設置し、**使用しましょう。



専用の服や靴の使用、手指消毒

◎効果的な消毒のポイント

- ・ 踏込消毒槽の消毒液は、汚れて効果が薄れるので、**まずは汚れを落としてから消毒**しましょう。また、**消毒薬が汚れていたら、直ちに交換**しましょう。
- ・ 農場に出入りする車両を消毒する時は、**タイヤのみを消毒するのではなく、泥よけの内側部分まで消毒し、衛生管理区域内で降車する場合は農場専用のフロアマット等の使用や車内（ハンドルやドアノブ等）の消毒**を実施しましょう。



推奨される踏込消毒槽の設置方法！

②消毒液の槽

①水洗の槽



汚れをしっかりと落としてから消毒！



車両はタイヤだけでなく、**泥よけの内側まで消毒し、フロアマットの交換やペダル等車内も消毒**

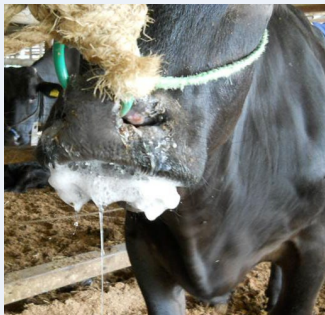
《要注意》

- ★ **逆性石けんやアルコールは口蹄疫の消毒薬としては不適です！**
- ★ **消毒効果が弱まるので、酸性とアルカリ性の消毒薬を同時に使用しないこと！**

疑わしい症状は直ちに通報を！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、**泡状のよだれ**を流したり、**口、鼻、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）**ができるのが特徴です。

～牛の症状～



鼻のびらん

写真：宮崎県提供



上顎口唇潰瘍



水疱が破れている

写真：動物衛生研究部門提供

毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つけ次第、直ちに**獣医師**や**最寄りの家畜保健衛生所**に**連絡**しましょう。

牛では、**1頭のみに着目せず**、泡状のよだれを多く流している個体が多い、上記の症状が急速に広がるなど、**群としての異状の有無を確認**することが**重要**です。

連絡先：

（最寄りの家畜保健衛生所の
連絡先を記入しておきましょう！）